

北上市営住宅規則の一部を改正する規則

北上市営住宅規則（平成9年北上市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入居手続） 第5条 住宅に入居を許可された者は、条例第11条第1項第1号により連帯保証人の連署する市営住宅入居請書（様式第3号）<u>に入居許可住宅への転居を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。</u> 様式第3号（第5条関係） 〔略〕 年 月 日上記の住宅に入居を許可されたことについて、入居の条件を遵守し、義務を誠実に履行することを連帯保証人と共に誓約いたします。 敷金 円は別紙受領証写しのとおり支払いました。 <u>同居者は別紙住民票のとおり 人です。</u> 1 特約事項 (1) 〔略〕 (2) 退去時には入居時と同程度に補修・清掃のうえ返還します。なお、入居の期間にかかわらず、襖・障子の張り替え、畳の裏返し又は表替え、<u>壁の塗り替え</u>、敷地の草取りをしたうえで住宅を返還します。	（入居手続） 第5条 住宅に入居を許可された者は、条例第11条第1項第1号により連帯保証人の連署する市営住宅入居請書（様式第3号）<u>を市長に提出しなければならない。</u> <u>2 住宅に入居した者は、入居した日から14日以内に住民票の写しを市長に提出するものとする。</u> 様式第3号（第5条関係） 〔略〕 年 月 日<u>付け</u>で上記の住宅に入居を許可されたことについて、入居の条件を遵守し、義務を誠実に履行することを連帯保証人と共に誓約いたします。 敷金 円は別紙受領証写しのとおり支払いました。 1 特約事項 (1) 〔略〕 (2) 退去時には入居時と同程度に補修・清掃のうえ返還します。なお、入居の期間にかかわらず、襖・障子の張り替え、畳の裏返し又は表替え<u>及び</u>敷地の草取りをしたうえで住宅を返還します。

(3)～(7) [略] [略]	(3)～(7) [略] [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 2 日から施行する。